

告 示

埼玉県告示第八百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和元年関東地方整備局告示第九十四号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画都市高速鉄道事業東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線

二 施行者の名称

埼玉県

三 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

四 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁字浜川戸及び字八木崎、粕壁一丁目、粕壁三丁目、

粕壁四丁目、中央一丁目並びに南一丁目地内

ロ 使用の部分 なし